

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人秋田県総合保健事業団	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査のうち理化学的検査及び細菌学的検査の業務	平成二十三年三月三十一日

○農林水産省告示第七百三十七号
 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第七百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年産の農作物から適用する。

平成二十三年四月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

表鳥取県の項中「第一区分」大豆

を「第一区分」大豆
 「第二区分」大豆
 「」に改める。

○農林水産省告示第七百三十八号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年四月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Calibrachoa Llave & Lex.	ウスカウジ671M	Plant21, L.L.C. 32149, Aqueduct Road, Bonsall, CA 92003, U.S.A.	第20131号 平成23年2月23日
"	USCALLIIM2	"	第23161号 平成23年2月23日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Bransky Orange	有限会社ジェー・アノド・エツチ・シヤバヤ、愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第24897号 平成23年2月22日
"	Bran Lake Cherry	"	第24899号 平成23年2月22日
Nemesia Vent.	INNEMKADAB	"	第23955号 平成23年2月9日
"	INNEMSUM2	"	第23960号 平成23年2月9日
Rosa L.	KOSATO—08—001	中村泰明 和歌山県和歌山市和佐中328	第24270号 平成23年2月9日

Sparassis crispa Wolf.: Fr.	KWSI—1	河野泰典人 豊野県上田市下武石399番地6	第24684号 平成23年2月1日
Verbena L.	Dantwin50	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel	第23131号 平成23年2月23日

○農林水産省告示第七百三十九号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年九月八日 第七十四号
- 二 登録認定機関の名称及び住所
財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区芝大門二丁目四番六号
- 三 登録認定機関が行う農林物資の種類
調理冷凍食品
- 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
 - (1) 認定を行う区域
国内並びにタイ、台湾、中華人民共和国及びベトナム
 - (2) 認定を行う事業所の所在地
東京都港区芝大門二丁目四番六号

○農林水産省告示第七百四十号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十三年二月二十三日 第九十一号
- 二 登録認定機関の名称及び住所
財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区芝大門二丁目四番六号
- 三 登録認定機関が行う農林物資の種類
有機加工食品
- 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
 - (1) 認定を行う区域
国内並びにタイ、台湾、中華人民共和国及びベトナム
 - (2) 認定を行う事業所の所在地
東京都港区芝大門二丁目四番六号

○特許庁告示第七号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社先進知財総合研究所から、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年四月七日

特許庁長官 岩井 良行